特例措置の内容	国際戦略総合特区において、指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化する。 また、企業認定申請に際して指定地方公共団体が企業から受理した提出資料のうち、当該企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請においても必要となる資料については、当該資料が指定地方公共団体から法務省入国管理局に回付された場合には同申請において重ねて提出を求めない。
同意の要件	1　特例措置の対象となる申請人の在留資格は以下に限られること。 「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「特定活動（※）」 （※）　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の五の表のイ及びロに規定する本邦において行うことができる活動及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成24年法務省告示第126号）にあらかじめ定める活動に限る。 2　指定地方公共団体は、対象企業、申請手続、報告事項等を定めた企業認定のための要綱を作成すること。 3　指定地方公共団体による企業認定の通知書（写し）を添付の上で申請された認定企業に雇用される外国人に係る在留資格認定証明書交付申請のみが対象となること。 4　企業認定申請において提出された資料を法務省入国管理局に回付するための法的な根拠が整理されていること。 5　指定地方公共団体は、認定企業から次の報告を受けることとし、入管法上の問題があると認めた場合には、その内容を法務省入国管理局に報告すること。 ⑴　認定企業作成の実施状況報告 ⑵　外国人従業員等の稼動状況等報告（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等） ⑶　外国人従業員等との契約内容変更等報告 ⑷　外国人従業員等の入管法違反等報告 6　指定地方公共団体が企業の認定を取り消した場合には、対象企業へ通知した認定取消し通知書とともに、当該取消事実を法務省入国管理局に報告すること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	厚労Ａ002
特定国際戦略事業の名称	先端的研究開発推進施設整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国有財産法（昭和23年法律第73号）第28条 財政法（昭和22年法律第34号）第９条第１項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないこととされている（財政法第９条第１項）。 現在、譲与できる場合は国有財産法第28条等に具体的に規定され、地方公共団体が火葬場、墓地等に使うときなどに限定されている。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、総合特別区域法第12条第２項第１号に規定する特定国際戦略事業として、先端的研究開発推進施設整備事業（国際戦略総合特別区域において大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業をいう。以下この表において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体が、建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（国有財産法第３条第３項に規定する普通財産であるものに限る。以下この表において「建物等」という。）であって次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下この表において「特定建物等」という。）の譲渡を受けて当該先端的研究開発推進施設整備事業の用に供しようとする場合には、当該特定建物等を所管する各省各庁の長は、同法第28条の規定にかかわらず、当該認定を受けた指定地方公共団体に当該特定建物等を譲与することができる。 一　当該建物等の売却につき買受人がないこと、又は売却しても買受人がないことが明らかであること。 二　当該建物及びその附帯施設の解体並びに当該解体に伴い生じた廃棄物の撤去に要する費用が当該敷地の価格（当該建物及びその附帯施設が存しないものとして類地の時価を考慮して算定した価格をいう。）を超えると見込まれること。 三　当該建物等の価格（時価によって算定した価格をいう。）に比し、その維持及び保存を行うために多額の費用を要すること。
同意の要件	1　国際戦略総合特別区域計画において、国際戦略総合特別区域において大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業が定められていること。 対象地域については、研究開発を行う地域として用途制限がかけられた地域であって先端的な研究開発の実績がある地域であること。 2　譲与契約の締結に当たり、次に掲げる事項を盛り込むこと。 ①　国が指定する期間は、指定された用途に供すること。 ②　国は指定された用途の履行状況を確認するため、実地調査又は実地監査ができること。 ③　指定地方公共団体は国際戦略総合特別区域計画に定めた当該事業の実施状況について、第二の５に基づき、適切に評価すること。 ④　指定地方公共団体が譲与契約に定める義務を履行しない場合には、国は指定地方公共団体に対して適切な措置を講じることができること。
特例措置に伴い必要となる手続	指定地方公共団体は、当該普通財産を所管する各省各庁の長に対し、普通財産の譲与申請書を提出すること。なお、申請に当たっては、事業計画及び利用計画を添付すること。